平成２３年（フ）第１６５号
奈良県香芝市関屋390番地の９
破産者　川人　義昭
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅６棟204号
破産者　辻　　貞安
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
大阪府豊中市柴原町５丁目１番18号
破産者　芝山　嘉雄
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３３号
兵庫県伊丹市堀池３丁目４番４号　タカセキ文化203号、前住所石川県金沢市高尾台３丁目275番地３
破産者　村上　大和
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６５号
兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の６17―406、前住所兵庫県川西市南野坂２丁目20番地の42
破産者　北川千佳子（旧姓高橋）
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５８７号
大阪府門真市新橋町12―18　三松マンション304号室、前住所和歌山県和歌山市加納439―21、開始決定時の住所兵庫県西宮市甲陽園西山町３番18―307
破産者　山本　雅弘
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４０号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目137番地セントラルイレブン701号
破産者　木原亜由子（旧姓三浦）
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１８号
兵庫県芦屋市川西町２番５号　プチメゾン芦屋202、前住所大阪府豊中市上新田３丁目１番７―502号
破産者　下野　勝弘
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番６―701号
破産者　西　惠美子
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９７５号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台８丁目42番地才崎橋ハイツ401
破産者　山口　美鈴
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９１号
兵庫県姫路市飾磨区城南町２丁目９番地１
破産者　石田　景子（旧姓金川）
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１２号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1145番地１　ヌーベルシェトワⅡ―103
破産者　戸澤　克彦
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
佐賀県佐賀市末広２丁目６番28号
破産者　吉村　文惠
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
佐賀県佐賀市川副町大字鹿江94番地１
破産者　山本晃一郎
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０３号
熊本県宇城市豊野町糸石3302番地２
破産者　宮村　良一
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２０４号
熊本県宇城市松橋町曲野63番地１　コーポ徳永９号
破産者　宮村　秀孝
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４０３４号
札幌市白石区本通12丁目南６番４号　城宝方
破産者　富塚　裕之
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８号
札幌市中央区南10条西13丁目３番28号　葉山荘105号
破産者　塚谷　彰是
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部